三十九　銀行代理業者名　尾倉　幸子
主たる営業所又は事務所の所在地　石川県珠洲市折戸町イの部百五十八番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年三月二日
四十　銀行代理業者名　窪堀　貴子
主たる営業所又は事務所の所在地　大阪府泉佐野市大木三百七十六番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年三月二日
四十一　銀行代理業者名　徳永　裕美
主たる営業所又は事務所の所在地　奈良県大和郡山市小林町三百四十六番地四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年三月二日
四十二　許可番号　近畿財務局長（銀代）第三十八号
銀行代理業者名　柿本　恒雄
主たる営業所又は事務所の所在地　和歌山県東牟婁郡古座川町佐田字恵地平六百三十五番地一
許可年月日　平成二十一年十一月二十日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年三月二日
四十三　銀行代理業者名　斉藤　正男
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道函館市日浦町九十五番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年三月二日
四十四　銀行代理業者名　菅井　良子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道上川郡美瑛町字置杵牛上精美
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　平成二十七年三月二日

○金融庁告示第六十号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七の規定により、次の信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失ったので、信用金庫法第八十九条第五項において準用する銀行法第五十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年六月二十三日

金融庁長官　細溝　清史

許可番号　九州財務局長（信金代）第九号
信用金庫代理業者名　鹿児島信用金庫坊代理店　中島　健
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県南さつま市坊津町坊九千百八十九番地
許可年月日　平成二十二年九月二日
所属信用金庫の名称　鹿児島信用金庫
失効年月日　平成二十七年三月三十一日

○厚生労働省告示第二百九十八号

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）別表第一号の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号に基づき厚生労働大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物（平成十六年厚生労働省告示第二十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号及び第二号を次のように改める。

一　別表第一（一）から別表第一（九）までに掲げる宿主及びベクター並びに別表第二に掲げる任意の挿入ＤＮＡを組み合わせて構成された遺伝子組換え微生物

二　遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は環境大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物（前号に掲げるもの及び遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物（平成十六年経済産業省告示第十三号）第二条に規定するものを除く。）

第三号から第九号までを削る。

別表第一（一）*Escherichia coli* Ｋ12株及びその由来株の項中「pAT153（pBR322由来）」を「pAT153（pBR322由来）」に、「pTrc99A（pBR322由来）」を「pTL33（pBR322由来）」に改め、「pBEU17由来」を削り、別表第一（二）中「DN510株、ＰＧＸ２株、ＸＵＸ106株」及び「ＫＹ10995株」を削り、別表第一（六）中「ＴＫ23株、ＴＫ−54株」を削り、別表第一（七）中「ＡＨ22株、ＡＨ22Ｒ株、ＳＨＹ４株、ＣＬ３ＡＢＹＳ86株、ＹＢＸ７／ＰＳ９株」を削る。

別表第二（一）挿入ＤＮＡ（発現産物等）の項中「挿入ＤＮＡ（発現産物等）」を「挿入ＤＮＡ（下記の発現産物等をコードするＤＮＡ）」に、「由来生物」を「由来生物等」に改め、同表Ｎ−アシルマンノサミンデヒドロゲナーゼの項の次に次のように加える。

アスコルビン酸オキシダーゼ	*Eupenicillium brefeldianum*
	Acremonium sp.

別表第二（一）アセチルポリアミンヒドロラーゼの項の次に次のように加える。

アネキシンＶ	ヒト

別表第二（一）Ｌ−アミノ酸−α−リガーゼの項の次に次のように加える。

５−アミノレブリン酸シンターゼ	*Rhodobacter sphaeroides*

別表第二（一）ＲＮＡポリメラーゼの項の次に次のように加える。

アンピシリン耐性マーカー／β−ラクタマーゼ（*bla*）	*Escherichia coli*（transposon Tn3）

別表第二（一）Ａ型インフルエンザウイルス核蛋白質（ＮＰ）の項中「Ａ型インフルエンザウイルス核蛋白質（ＮＰ）」を「Ａ型インフルエンザウイルス核タンパク質（ＮＰ）」に改め、同表Ｂ型インフルエンザウイルス核蛋白質（ＮＰ）の項中「Ｂ型インフルエンザウイルス核蛋白質（ＮＰ）」を「Ｂ型インフルエンザウイルス核タンパク質（ＮＰ）」に改め、同項の次に次のように加える。

ウラシル選択マーカー（*URA3*）	*Saccharomyces cerevisiae*